

支所長指示第15号

平成25年8月1日

札幌拘置支所長 小松 一 俊

死刑確定者に係る面会時の対応等について
標記について、下記の点に留意の上、厳守されたい。

記

1 面会の申出があった場合の対応について

死刑確定者に対する面会の申出があった場合は、面会申込書の写しを持参の上、統括矯正処遇官以上の職にある者に指示を仰ぐこと。

なお、面会の申出が弁護士によるものである場合において、職員の立会いなしで面会したい旨の申出又はパソコン等を使用したい旨の申出があった場合は、その旨を面会申込書に付記すること。

2 パソコンの使用について

再審弁護人（再審開始決定がなされた後を除く。）については、刑事被告人の弁護人と異なり、面会の際にパソコンの使用を認めることができないので注意すること。

なお、再審開始決定がなされた被収容者は、未決拘禁者としての地位を有すると解されるものの、同決定がなされていない被収容者は、再審申立書を裁判所に提出した後であっても、未決拘禁者に準じた取扱いとはならないので注意すること。

3 上記1及び2の告知等について

面会又はパソコン等の使用を認めない場合の面会申出人に対する告知は、統括矯正処遇官以上の職にある者において行うこと。

なお、パソコン等を使用したい旨の申出があった場合にこれを認めないときは、面会申込書にその旨を付記すること。